

# サービス管理責任者・児童発達 支援管理責任者の資格要件

実務経験、研修、OJTの正しいルールと、遵守すべきポイント

# サビ管資格取得までの基本的な流れ

○**実務経験要件**：3年～8年（分野・資格による）の経験が必要。

分類 1 相談支援業務：5年間

分類 2 直接支援業務（無資格者）：8年間

分類 3 直接支援業務（有資格者）：  
・社会福祉主事等の有資格者：5年間

・介護福祉士等の国家資格者：3年間

※児発管の場合、児童や障がい者に対する支援経験が 3年必要

※サビ管と児発管の実務経験要件が異なっている点に留意

## ○研修の受講

基礎研修 + 相談支援従事者研修（向け研修） → **原則2年間**のOJT → 実践研修を受講。

# OJT期間短縮(6か月)の短縮要件

一定の要件を満たす場合、OJT期間を**原則2年** → **6か月**に短縮可能

**要件 ①基礎研修受講時点で** 実務経験要件を満たしていること。

**要件 ②基礎研修修了後**、サビ管(児発管)配置事業所で **個別支援計画原案作成の一連の業務** に携わること。

**要件 ③ ②の業務開始について**、指定権者に**届け出**を行うこと。(届出必須)

**【重要】** OJT期間短縮には、**③の届出が必須** です。

届出をしないまま、実践研修を受講した場合は原則 **無効**となります。

届け出方法は「札幌市 個別支援計画原案作成従事者届出書」で検索

# 資格の維持と更新のルール

実践研修受講後は**5年度ごと**に更新研修の受講が必要。

実践研修または更新研修を期限内に受講しない場合、資格は**失効**となる。

※**平成30年度まで**に旧サビ管研修を受講した者 → **令和5年度末まで**に更新研修の受講が必要。

※**令和3年度まで**に基礎研修を修了した者 → **3年以内**に実践研修の受講が必要。

(基礎研修R3.5月、向け研修がR3.7月の場合、R3.7月から3年以内に実践研修の受講が必要)

# 資格要件に関する不適正事例とリスク

・①OJT短縮要件の不備：実務経験要件未充足 にも関わらず、OJTを6か月に短縮し、実践研修を受講した。

(基礎研修は実務経験を満たす 2年前から受講可能だがこの場合OJTを 6か月に短縮することはできない。)

・②OJT短縮の届出漏れ：OJTを6か月に短縮する際の 指定権者への届出を怠っていた。

・③資格要件の誤認：無資格の場合の経験年数(8年)に対し、有資格者(5年)と誤認して研修を受講した。

・④更新の失念：実践または更新研修の 受講が必要な時期であるにも関わらず受講しなかった。

これらの不備は、指定基準違反、人員配置基準違反となり、報酬の返還につながります。

※実践研修や更新研修を受講しているから大丈夫というわけではありません。

受講要件を満たさないまま研修を受講したため後になって無効になったケースがありましたので、自身及び事業所で確認を徹底して下さい。

# まとめ：資格取得・維持のための確認ポイント

**実務経験**：研修受講前、自身の経験年数と資格を正しく確認 しましょう。

**OJT短縮**：短縮(6か月)には、\*\*「実務経験の充足」と「届出の実施」の両方が必須です。

**更新期限**：自身の更新期限と経過措置の期限を必ず把握し、計画的に受講しましょう。

基礎研修と相談支援(向け)研修を受講しているか？

実践研修又は更新研修の受講漏れはないか？

実務経験要件を正確に把握しているか？

OJTを6か月に短縮している場合

基礎研修受講時点で実務経験要件を満たしているか？

サビ管(児発管)のもとで個別支援計画原案作成業務に従事しているか？

6か月の短縮について札幌市に届け出を行っているか？